

序章

景観計画の意義



序章 景観計画の意義

（１）基本的事項

１）計画の目的

富士吉田市の特徴は、富士山の雄大で豊かな自然環境を背景に、富士五湖周辺エリアと相まって日本有数の観光資源を有する地域を形成していることです。また、富士山はその雄大な自然を背景として信仰の対象ともなっていたため、数多くの文化財が残されています。こうした富士山の豊かな自然や文化、美しい景観を、人類共通の財産として後世に継承していくため、山梨県及び静岡県では関係市町村、さらには民間団体等と連携を図って世界文化遺産登録を目指すべく活動を進め、平成25年6月にユネスコにより登録が決定しました。世界文化遺産登録が決定した現在、登録を継続していくためにも美しい景観づくりは責務となっています。

「景観計画」とは、「景観法」に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市または都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るための法定の計画です。その基本となる「景観法」は、平成16年6月に制定された都市や農山漁村における良好な景観を形成するための我が国はじめての景観についての総合的な法律です。

景観は、風景であり、人の営みとの関わりの中に生きています。日常的な生活の場面、お祭りなどのイベント、その人々の行動と背景となる風景が溶け合って景観が形成されます。そこに住む人、まちを訪れた人、人と風景のかかわりの中に景観が存在します。景観形成はその意味で、そこに暮らす市民の意向を十分に取り入れたものである必要があります。まち中に住む人、農村部で暮らす人、先祖からこの地に住まわれている人、最近他から転居してきた人…その人一人ひとりの暮らし方や生き方により、同じ景観でも見方やとらえ方が異なります。その意味で、富士吉田市の景観づくりは、市民、設計・施工者、事業者と行政が連携して、パートナーシップのもとに進めていくことが求められます。

「富士吉田市景観計画」は、「富士吉田らしい景観づくり」を総合的かつ計画的に推進するため、市民の皆さんの声を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取組みなど、市民、事業者、設計・施工者、行政に共通する協働の指針として作成することを目的としています。

●景観計画

平成16年6月に公布された『景観法』に基づき『景観行政団体』が法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』のことで、景観形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。また、景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置がなされるものです。

本市において景観計画を策定する目的は、次のとおりです。

① 市民等の景観に関する意識を高めること

雄大な富士山の眺望をはじめ、先人達が築き、継承してきた歴史・文化資源や広域的な集客力の高い観光レクリエーション資源と交流を支える交通施設など、本市には無数の景観資源、景観づくりの素材が市民の暮らしと共生しています。

しかし、市民や市内で日常的に活動する人々にとってはこれらがあまりに身近にあり、そこにある景観があたり前であるという意識が伺えるところです。

《景観計画策定の意義》

- 市民等の景観への関心・意識を高め、景観を「守り」「育て」「まちの魅力を高める」という“景観づくり”の意識を誘導していく。
- 景観計画を策定していく過程において、市民等の参加を積極的に進め、市民の意見・意向を反映させた計画とすること。
- 計画策定を通して、景観づくりに関する市民意識の向上と、周知・啓発を図る。

② 景観づくりの向かうべき方向性を明らかにすること

本市及び周辺地域のシンボルである“富士山”は、国から「特別名勝」及び「史跡」に指定されている文化財となっています。さらに、富士山の世界文化遺産登録が決まり、世界へアピールする文化遺産へ変わりつつあります。

このことは、本市及び周辺地域が世界からの人々を迎え入れ、もてなす観光地域としてのポテンシャルを向上させることとなります。

《景観計画策定の意義》

- 山梨県側富士山周辺地域の観光の玄関口・生活の中心都市である本市において、富士山の世界文化遺産登録は、本市の将来像・位置づけ、さらには景観づくりにも大きな影響を与えるものとなる。このような社会・経済的な要因の変化を的確に捉え、本市の将来像に相応しい景観づくりの方向性を明確に位置づける。
- 景観づくりの方向性を市民等との協働のもとに、「市民」「設計・施行者」「事業者」「行政」が方向性を共有できる計画を策定する。

③ 景観づくりを阻害する要因を排除するためのシステムを構築すること

本市内には大型看板を除き際立った高さの建築物は存在せず、富士山の眺望景観を遮るなどの景観上の問題は現状では少ない状況にあります。しかし、今後富士山周辺地域の観光拠点・玄関口としての機能の高まりなどによって開発ポテンシャルが向上し、市外事業者による建築行為や高層建築物、周辺環境と整合しない色彩・形状の建築物・広告物等の立地が促進されることが想定されます。これによって、景観を阻害することが懸念され、未然に防止する対応策を考える必要があります。

《景観計画策定の意義》

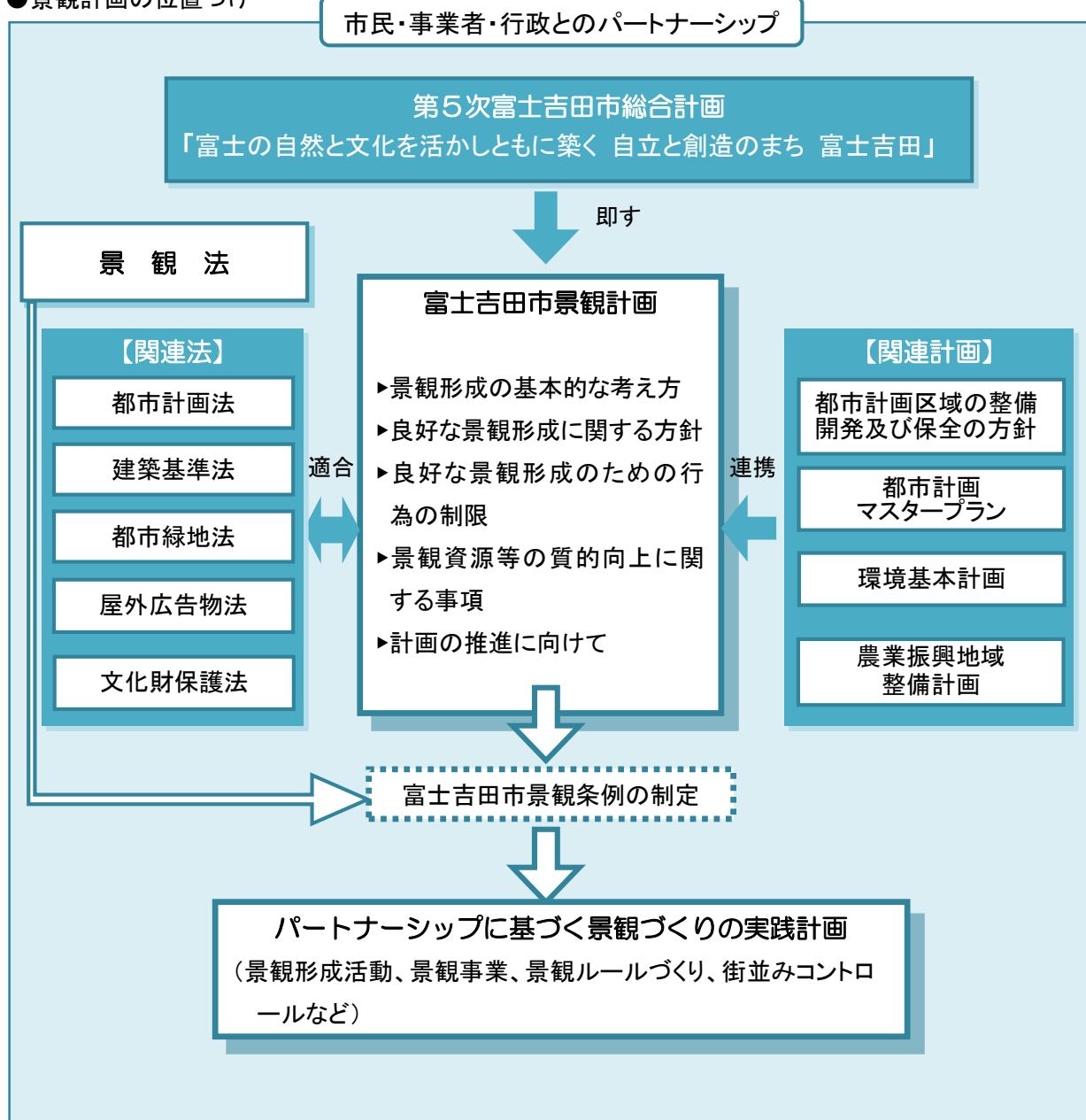
- 大規模な開発・建築等の行為による富士山の眺望景観の遮断や本市の歴史文化にそぐわない形態意匠の建築物・広告物の乱立等の景観の阻害に備えるため、景観づくりの方向性や景観誘導の方針を示す。
- 開発・建築行為の内容を開示し、審査できる仕組み、ルール、体制などの良好な景観の維持・景観誘導を図るためのシステム構築を図る。
- 本市の景観づくりの方向性や手続きの流れなど、景観づくりのルールとなる条例づくりの基礎とする。

2) 計画の位置づけと役割

「富士吉田市景観計画」は、上位計画である「第5次富士吉田市総合計画」（平成20年3月）に即して、景観法に基づく法定計画として定めるもので、本市の景観形成に関する総合的な施策及び、市民、事業者、設計・施工者、行政に共通する協働の指針として位置づけられます。計画策定後は、景観ルールづくり、街並みコントロール、景観形成活動、景観事業などの景観形成に関することは、この指針に沿って進めていくことになります。

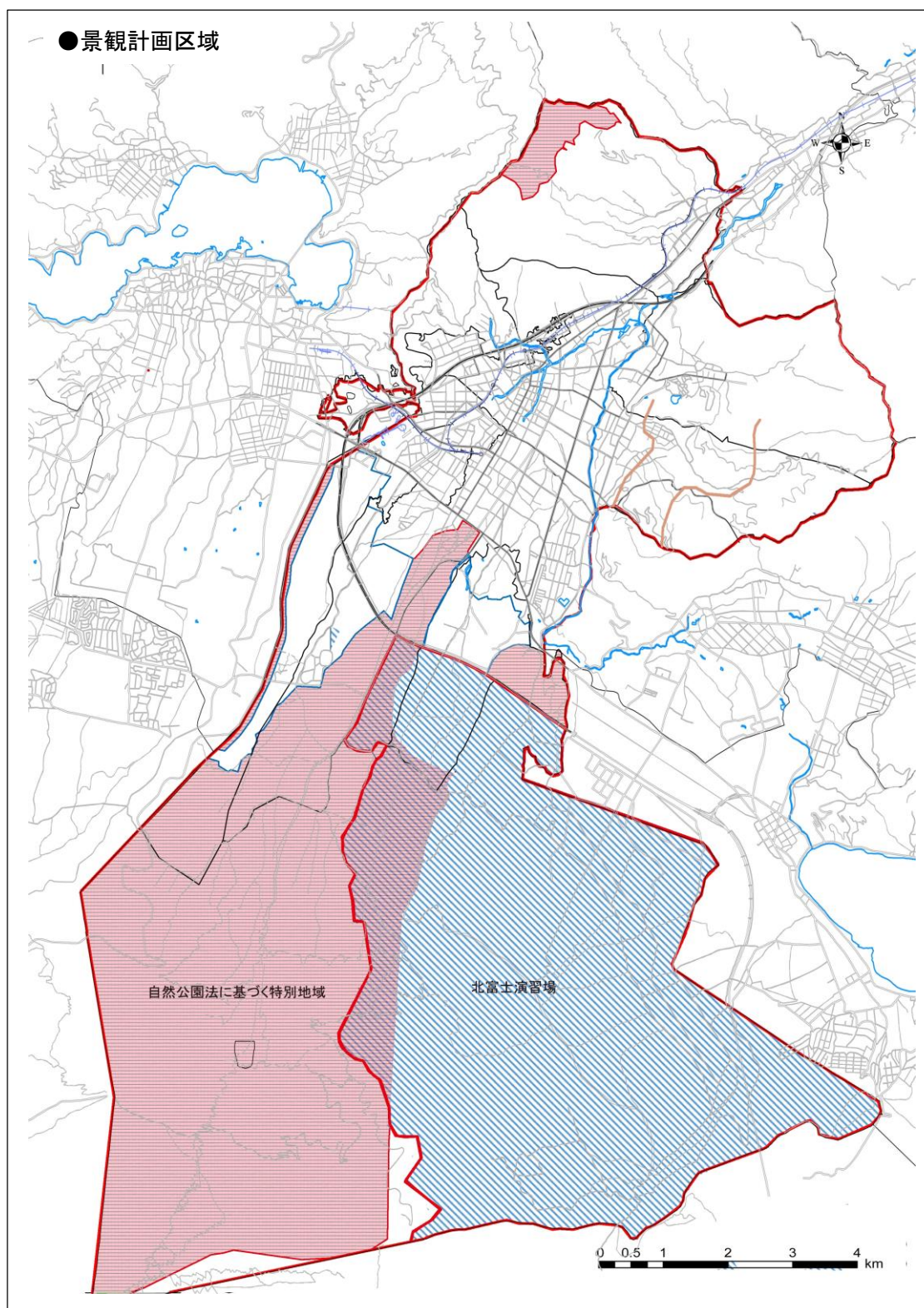
また、景観形成をより強力に推進していくため、景観法や景観計画に加えて、「富士吉田市都市計画マスタープラン」（平成25年3月）などの関連計画との連携や都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法などの景観形成に係わる法律等の活用を図ります。富士吉田市上位関連計画における景観計画の位置づけ及び役割は次に示すとおりです。

●景観計画の位置づけ



3) 景観計画の区域

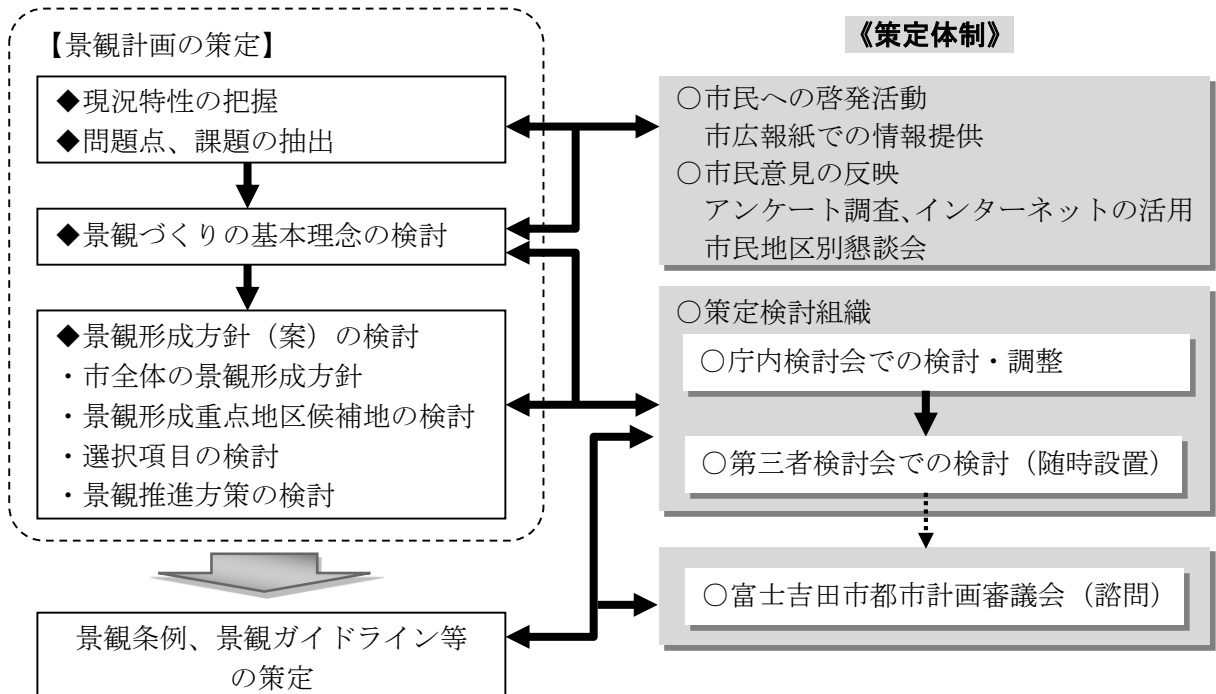
景観計画区域は、自然景観、農村景観、都市景観等の景観及び景観を形成する地域資源がその対象となるため、富士吉田市の全区域の内、演習場エリアを除く区域を景観計画区域として設定します。



5) 景観計画の策定等の体制

景観計画の策定や見直しにおいては、以下の組織を立ち上げ、検討・調整を進めていくものとします。

● 景観計画策定体制



● 策定体制組織

① 市民懇談会等

市民による意見交換の場となる市民懇談会等を開催します。

参加メンバーは、一般公募、地域の代表者、まちづくりや産業振興などの関連団体の代表者または推薦者などから構成されるものとし、検討テーマを設定して開催します。

② 庁内検討会

景観づくりに関連する庁内各課担当者で構成される庁内検討会を組織し、景観計画及び条例、ガイドラインの策定に向けた検討や庁内調整を行います。

③ 第三者検討会（随時設置）

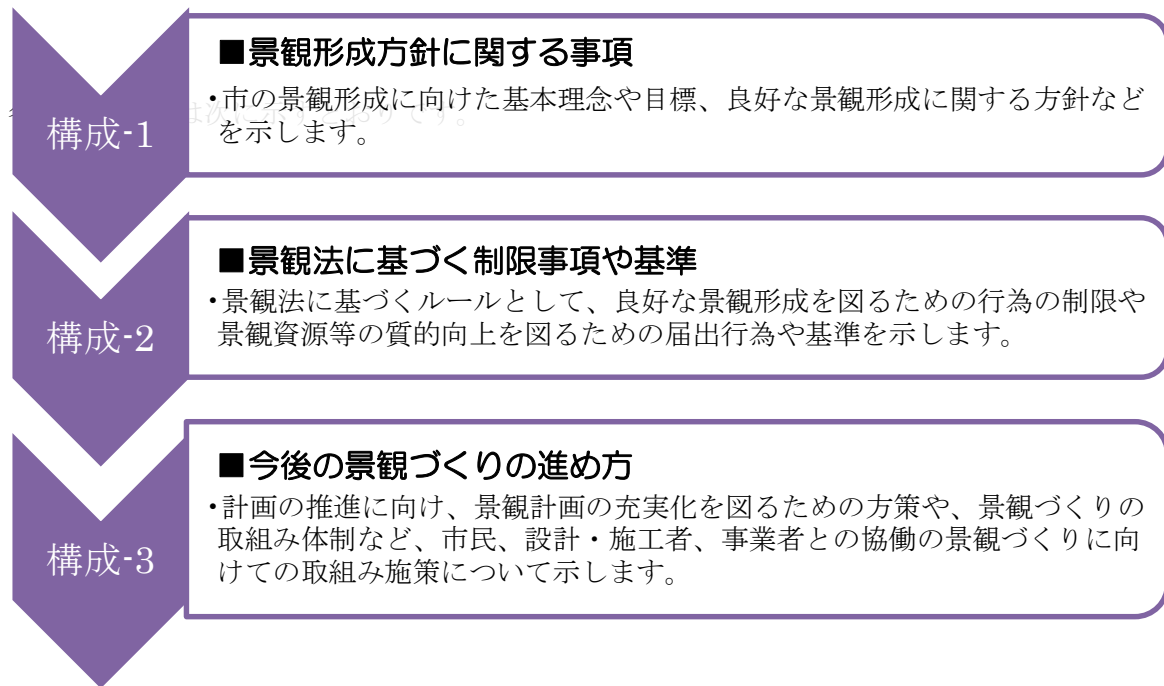
学識経験者、まちづくりや商業・観光等の主要な団体・関連機関の代表者及び一般公募市民等で構成される第三者検討会を必要に応じて組織します。本会では、景観形成重点地区候補地などから景観形成重点地区の指定といった、地区特性に基づいた景観形成のあり方などについての検討を行います。

（２）景観計画の構成

「富士吉田市景観計画」は、景観法第８条に規定する景観計画として定め、景観法に規定する項目のうち、景観計画の区域、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のほか、必要な事項について定めます。

以上の法定計画であることを基本として、本景観計画は、次に示す３つの内容で構成します。

●富士吉田市景観計画の構成内容



●富士吉田市景観計画の構成

